

役員報酬に関する規程

(定義)

第1条 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。また、費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 公益社団法人富士五湖薬剤師会（以下「本会」という。）定款第27条の規定に基づき、役員報酬等は無報酬とする。ただし、本会定款第27条第2項の規定に基づき、職務を行うために要した費用については、社員に対し、その実費相当額を支払うものとする。

(補則)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。